

○議長 辻本 一夫君

次に10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。今日は忘れずネクタイをちゃんとしてきております。昨日はどうぞ御迷惑をおかけいたしました。発言通告に従いまして質問を行います。

まず、特別障害者手当の周知についてです。

特別障害者手当とは国の制度であり、障害者手帳がなくとも著しく重い障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の人に月2万7,350円が支給される。本人、配偶者、扶養義務者の所得制限があり、本人の給与収入の目安は年収518万円である。自宅のほかグループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービスつき高齢者住宅も対象となっており、入院患者や老人保健施設・介護療養型医療施設の入所者も3か月以内なら対象となります。介護保険の要介護4、5の高齢者も手当を受け取れる可能性があります。

制度の中身が知らされておらず、障害者福祉や介護保険の窓口、ケアマネジャー、広報などで周知徹底を行う必要があると考えますが、町の考えを伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対し、精神的・物質的な負担の軽減の一助として支給されています。議員がおっしゃられるとおり、障害者手帳を持たれていない場合であっても認知症が重度であったり介護度が要介護4、5であるなど、重度障害と同程度と認定される場合には特別障害者手当を受給できる可能性があります。なお、審査については医師の診断書に基づき県が行っております。

福祉課障がい者・生活支援係では、この制度について町のホームページや福祉のしおりで周知しているほか、新規に障害者手帳を取得された方に対しては窓口で案内しているところでございます。議員御指摘のとおり、高齢者に対しては積極的な周知が行われておりませんでした。よって、ホームページの内容を修正するとともに広報紙による周知を行います。なお、福祉課の高齢者支援係窓口においても当制度の周知を行うこととし、地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対しても当制度について周知し、対象となりそうな方への案内を行ってもらえるよう依頼したいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ周知徹底をね、お願いいたします。ちなみに芦屋町における特別障害者手当の受給者は何人おられるのか、また要介護4、要介護5の方は何人おられるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

現在受給されている方は芦屋町内で8人です。全て障害者の方です。

あと、要介護認定で要介護5と4の人数ということで、7月末現在で要介護認定5の方が58人、4の方が100人で、合計158人となっております。そのうち、制度の対象となる在宅で過ごされている方は50人程度おられます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

50人程度、対象になる可能性のある方がおられるということで、これを周知することによってですね、受給資格のある方は受給が可能となります。日常生活動作評価、日常生活能力判定等いろいろなですね、課題はありますがですね、ぜひ周知してこういったことを申請してですね、それが通ればですね、2万7,350円が介護や生活の費用に充てられるということなんです、ぜひそういったことを周知していただきたいと思います。

特に芦屋町はですね、広域連合に加入しております。広域連合議会としてはですね、来年の2月しかありません。北九州市は第8期事業計画のパンフレットにこの周知をですね、図っています。広域連合としましてもですね、来年の議会を待つのではなく私たち広域連合議会の中の有志でですね、広域連合に申し入れをして、広域連合としてもですね、この周知を徹底するように申し入れたいというふうに思っています。町としてのですね、周知徹底を求めてこの質問を終わります。

続きまして2点目の、重要土地等調査規制法についてです。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案、略称「重要土地等調査規制法案」が国会で可決された。日本共産党は、プライバシーや財産権を脅かし監視社会につながる法律であることから反対しました。この法律は基地周辺などを注視区域に指定し、機能阻害区域があるかどうか土地の利用状況を調査するものであります。特に重要な基地周辺では特別注視区域に指定し、土地売買などに事前の申出を義務づけ、応じなければ

刑事罰が科される。法案提出の理由として、基地周辺で外国人が土地購入をしており自治体から不安の声が上がっていることを挙げたが、条文では規制対象を外国人に絞っていないため、外国人を対象とした不動産取引など外国資本の取引を規制するものになっていない。そのため私たち国民も調査対象となることになり、国民を監視するものと考えられます。

また区域指定もあり、不動産売却の下落など住民の財産権にも大きな影響を与え、不利益をもたらす懸念もあります。生活関連施設も対象となりますが、どんな施設が対象となるのか、どのように干渉するのかなど、思想信条の自由を侵害し個人の自由な活動を制限する重要な法案であるのに、核心部分は全て政府に白紙委任している。さらに、政府は地方自治体が所有する個人情報収集し、本人の同意なく他省庁と共有することを明らかにしています。芦屋基地は第13飛行教育団、芦屋救難隊、PAC3などが配備されており、北部九州の重要な基地となっています。そこで次の点を伺います。

1点目、特別注視区域と注視区域があるが、芦屋基地はどちらに指定されるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

まず、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律につきましては令和3年6月16日に法案が成立し、令和3年6月の23日に公布され、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定めるようになっております。現状としては、詳細な内容についてはまだ政令で定められておりません。本法律を読みますと、注視区域の指定につきましては同法の第5条に、特別注視区域の指定については第12条に記載されております。

第5条では、「内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。」と規定されております。第12条では、「内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設が特定重要施設である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができる。」と規定されております。「内閣総理大臣は、注視区域、特別注視区域を指定する場合は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。「内閣総理大臣は、注視区域、特別注視区域を指定する場合には、その旨及び区域を官報で公示しなければならない。」と規定されております。この「注視区域、特別注視区域を官報で公示することによって、その効果を生ずる。」と規定されております。「内閣総理大臣は、官報によ

る公示をしたときは、速やかに、その指定された区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。」というふうに規定されております。

以上のような流れを経て地方公共団体の長に通知がされるようになっているわけですが、政令等でまだ詳細な内容が定められておりませんので、区域に指定されるか、また、どちらに指定されるかについて現時点では分かりません。また、芦屋基地を通じて防衛省に確認したところ、「注視区域や特別注視区域の指定については個別の施設の特性やその施設がある地域の状況を踏まえ、安全保障等の観点から真に必要な認められる地域について、土地等利用状況審議会の意見を伺った上で指定することとなっていると承知している。具体的にどの区域を指定しているかについては今後政府として慎重に検討が進められているものと認識しており、防衛省としても内閣官房としっかり連携の上、対応していく。」という形で回答を得ております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今述べられたようにですね、法律は通っていますが内容についてはほとんどがですね、決まっていないという状況です。今後、全てが政府の意のままのですね、運用にされる危険な法律であります。来年の9月にはですね、全面施行を行うということが決まっております。

それで、重要土地等調査規制法は政府が安全保障上重要とする全国の米軍基地、自衛隊基地、原発などの周辺約1キロメートル、また国境の離島を注視区域、特別注視区域に指定し、区域内の土地・建物の所有や利用に関する調査、利用の制限、特別注視区域内の不動産取引の事前届出の義務などを行うことになっています。政府は、自衛隊基地だけで注視区域の候補は全国で400数十か所、特別注視区域の候補は100数十か所に上ることを明らかにしています。特別注視区域は司令部機能、警戒監視機能を有する自衛隊の駐屯地、基地等となっています。特別注視区域は一定面積以上の売買で双方に利用目的の事前届出を義務化し、違反すれば刑事罰が科せられます。こういったことを調査する目的としてはですね、重要施設の機能を阻害する行為、そのおそれのある行為を目的とした土地等の利用をやめさせるためということにしています。こうした行為の調査を行うには日常的な行動監視が必要になります。調査の結果、政府が重要施設の機能を阻害する行為やその明らかなおそれがあると判断すれば、利用中止を勧告・命令します。命令に違反すれば2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金が科せられます。

例えば、区域内の不動産取引に関し宅建士が重要事項説明を怠った場合、業務停止命令などの行政処分が行われ、従わない場合は懲役2年以下または罰金300万円が科せられます。区域内の土地・建物の売買に事前の届出を義務づけられ、宅建業法の重要事項説明の対象として契約前

に説明が義務づけられています。政府は、区域内の土地・建物が敬遠され土地取引価格の下落を招く可能性があるということを認めましたが、その一方で「政府としては補償は予定していない。」と答弁しています。機能阻害行為とは全く無縁の国民が経済的不利益を被るということは、絶対にあつてはなりません。また、調査の結果、重要な施設などの機能を阻害するかその明らかなおそれがあると判断すれば、政府は土地・建物の利用中止を勧告・命令することができるし、また、従わなければ懲役を含む刑事罰が科せられるということになります。

それでは、機能を阻害する行為とは何を指すのか、何を調査するか、こういったことはですね、まだ決まっておりません。今後、政府のさじ加減一つです。基地だけではなく生活関連施設等もですね、この調査対象になります。これは、例えば対象施設としては原発とかですね、軍民共用空港、こういったものが挙げられてましたが、国会の審議の中ではさらに広がって鉄道施設や放送局、水道河川施設など将来的に政令を拡大する可能性が明らかになってきているということで、対象は広がるばかりになります。こういった調査をどうやってするのかという点ではですね、法律には「内閣総理大臣は、関係行政機関の長などに対し、利用者その他の関係者に関する情報のうち政令で定めるものの提供を求めることができる。」としています。政府は関係行政機関に、住民を日常的に監視している警察、公安調査庁、自衛隊の情報保全隊が含まれることについて、条文上には排除されていないとして、あるというふうな答弁をしております。

自衛隊情報保全隊というのは皆さん初めて聞くと思いますが、自衛隊情報保全隊というのはですね、例えば2003年のイラク派遣のときにですね、自衛隊のイラク派遣に反対していた市民団体や政党など、全国289の団体・個人情報を収集していたことが明らかになったと。情報保全隊が作成した文書では、反対集会やデモ隊に関する発言内容や規模などが詳細に記録されていたほか、集会参加者も撮影されていたと。東北地方在住の監視被害者107人が仙台地裁で起こした自衛隊の国民監視差止め訴訟では、仙台地裁と仙台高裁はいずれも情報保全隊による市民監視はプライバシー権を侵害した違法な監視として、国に賠償命令を出しております。

また、警察もですね、例えば2016年の参議院選挙では、野党統一候補を支援する団体の事務所敷地に大分県警別府署の署員がビデオカメラを設置し、市民を隠し撮りするという事件が起きました。この事件では選挙や労働組合活動のために出入りした犯罪と無関係の市民が隠し撮りされたという、こういった事件です。ほかにもですね、大垣事件といって原発運動に反対していた人たちの市民の個人情報を警察が収集して電力会社に提供していたという、そういった事件も明らかになっていて、自衛隊の保全隊も警察も、また公安調査庁もですね、常に国民を監視し情報収集を行っているという、そういった情報収集機関であります。私も35年前、警察と公安調査庁にスパイ強要されて、それに対して15年間、国賠訴訟で闘ってですね、そういった情報収集スパイ強要は違法だという判決を採っているのです。常にこういった組織が国民の情報、特に

そういった自衛隊基地関係の情報を取っていることは明らかであります。

法にはですね、本人の同意なしに自治体が管理する、例えば町が管理する住民基本台帳や氏名・住所・国籍を政府に提供させるというふうに言っています。土地登記簿といった公開情報だけでは分からない個人情報が収集され、思想調査まで及ぶ危険もあります。また、政府は役所や事業所、地域住民から情報提供を受ける窓口をつくると言っていますね、つまり密告を国民の中に推進していくという、そういったあらゆる手段が総動員されています。まさに、住民の財産権やプライバシー権を侵害するものです。

それではですね、3点目の件に移ります。2点目については基地周辺1キロが区域に指定されるということは、これはもう今の中でも入ってましたので3点目に行きます。

防衛省は既に2013年から20年にかけて全国約650の米軍・自衛隊基地に隣接する土地の調査を行い、所有者約8万人の調査を行っています。芦屋町では芦屋基地を対象としていますが、何人の土地所有者にどのような調査を行ったのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

九州防衛局に確認したところ、防衛施設に隣接する土地の調査方法については法務局より隣接する土地の不動産登記簿及び公図を取りつけ、土地所有者等を確認するなど実施しており、所有者が法人の場合においては商業登記簿を取りつけ、本店の所在地等を確認しているとの回答でございました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町も3施設あるわけなんですけど、これで大体300件の土地所有者の情報収集を行ったということです。土地利用規制法では自衛隊や米軍基地などの隣接地にとどまらず周辺約1キロの土地を対象としますから、この数字よりですね、さらに膨大な住民が国の監視下に置かれます。芦屋基地から1キロといいますと遠賀川、山鹿を除いたほとんど全ての芦屋がエリアに入るといって、そういった状況の中で、いろんな土地の取引とかをやったときにはちゃんと報告してやらなきゃいけないという、そういったことになります。それで、この調査を8万人にやったわけですけど、結局この中で政府が最大の口実としていた外国人とみられる土地取得者は、この調査では僅か7件しかなかったということですね、立法事実が完全に崩壊して、残るのは財産権や人権の侵害という、こういったことだけになっています。

令和3年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

話は変わりますが、2016年に公開されたアニメ映画「この世界の片隅に」が、先日もテレビで放映されていました。この映画には戦時中、軍艦の行き交う広島県呉市の呉港をスケッチしていた主人公が憲兵から間諜行為、まあ、間の謀略ですね。と糾弾される場面があります。戦前・戦中、要塞地帯法や軍機保護法などにより軍事施設や軍需工場などの写真撮影やスケッチをただけで国民はスパイ扱いされ、罰せられました。土地利用規制法はこの要塞地帯法の現代版です。

こういったですね、ことを受けて質問の最後、町民の多くが影響を受けるが町長はどのように考えるか、その点について伺います。短く回答をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

何とお答えしていいかわからないんですけど、これは公布されたのが令和3年6月23日ですよ。そして、その内容について結局、本来こういうのは防衛施設局から来て「こういうふうになりました。」という説明があるんですが、まだ一切そういう説明もないしペーパーで来たのものないし、内容自体どういうものかというのは把握しておりませんのでですね。川上議員は一生懸命やっぱり勉強されてるんでお分かりでしょうけど、行政としては行政の立場の中で粛々とですね、説明を聞いてですね、どのような形で対処したらいいかということになるかと思います。

まだ白紙状態でございます。御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まだ法律の内容もですね、全然決まってないで、スタートラインはもう来年の9月からということだけははっきりしとるということで。大変こういった法律をですね、中身の決まってないものを国会で通すことはどうなんだというふうに思います。やはりこの法律についてですね、いろんなところでもう既に反対の声が上がっています。例えばやっぱり沖縄なんかはですね、沖縄住民が「基地によって被害があっているのに、被害者を監視するのか。」と言ってですね、名護市とかですね、3市町がこの意見に反対する意見書を上げるとか、また北海道でも、この意見書を凍結してもっと十分に審議すべきだという、そういった意見書がもう上がってきております。

最後にですね、やはりこういった自治体も内容がわからないものをですね、一方的につくって押しつけてくる。そして、それに関連する自治体においてはですね、いろんな個人の人権の問題もありますけど、土地評価額が下がってですね、財産権にも大きな影響を与えるという、こういった状況の中でですね、中身がわからないままに押しつけるということ自体がやっぱり本当に無

令和3年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

謀だと思えます。

最後にですね、この土地利用規制法はですね、安倍自公政権が成立させた秘密保護法、安保法制、共謀罪などと連なるですね、戦争できる国づくりの一環です。日本国憲法の基本原理の空洞化をもたらす危険性があります。日本国憲法の下で軍事目的の土地収用は認められませんでした。ところが、この法には国による土地等の買い取りが合法化されています。国会審議は僅かな審議しかせず、議会制民主主義を軽視し、しかもコロナ禍で国民が大変な苦境にある中での強行は民主主義に対する蛮行であり、国民を監視する、こういった法律はですね、廃止すべきだということをし述べて、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。